

【参考資料4】

26高私行第10号
平成26年12月19日

各都道府県私立学校主管部（局）長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

永山 裕二

（印影印刷）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の取扱いについて（依頼）

各都道府県においては、地域の実情に応じて私立学校退職金団体が組織され、その業務規程等において定めるところにより、学校法人の設置する私立学校の教職員等を対象に退職手当資金給付事業（以下「給付事業」という。）が運営されていると承知しております。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）が平成24年8月に制定されました。その施行に伴い、幼稚園及び保育所から構成される旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第3項に基づき認定される幼保連携施設）は制度上なくなり、学校教育と保育を一体的に行う单一の施設である新幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項に基づき設置される学校）が、新たな学校種として創設されます。

このため、新幼保連携型認定こども園についても幼稚園と同様に、各私立学校退職金団体の給付事業の対象とともに、「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて」（平成24年12月18日付通知府政共生964号、24初幼教第10号、雇児保発1218第1号、社援基発1218第1号。以下「平成24年12月18日付通知」という。）及び「幼保連携型認定こども園の設置を目的として行う法人間の事業譲渡の類型並びにこれに伴う財産等の贈与に係る税制上の取扱い及び日本私立学校振興・共済事業団又は独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けている場合の債務の承継に係る取扱いについて」（平成25年6月28日付通知府政共生493号、25初幼教第4号、雇児保発0628第1号、社援基発0628第1号。以下「平成25年6月28日付通知」という。）において取扱いを示している学校法人及び社会福祉法人が連携して旧幼保連携型認定こども園を設置している場合の事業譲渡に当たり、使用者が変更となる転籍職員の処遇に配慮し、各私立学校退職金団体の給付事業において経過的な取扱いを可能とする措置を講じることが必要となります。

なお、転籍職員の取扱いに関連し、社会福祉法人の設置する旧幼保連携型認定こども園の保育所等に勤務する職員が法人間の事業譲渡により、学校法人の設置する幼保連携型認定こ

ども園の職員となる場合等については、引き続き、独立行政法人福祉医療機構の運営する社会福祉施設職員等退職手当共済の退職手当共済契約の締結を継続し、被共済職員期間を通算することができる経過措置が定められたところです（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。）第6条。経過措置政令の公布通知は別添1、対象となるケースは別添2を参照）。この経過措置は、旧幼保連携型認定こども園に限らず、新幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行日以後に行われる幼稚園又は保育所の事業譲渡についても適用されるものです。

また、子ども・子育て支援新制度においては、新幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についても、財政支援を施設型給付費に一本化・恒久化し、二重行政の解消や運営の安定化を図るとともに、都道府県の条例で定める要件に適合する施設は欠格事由に該当する等の場合を除いて原則認定することとし、既設の幼稚園が移行しようとする場合にもその円滑な移行を可能とする特例を設ける等、認定こども園の制度改善及び普及促進を図っており、新幼保連携型認定こども園と同様に、給付事業の対象とすることが必要となります。このほか、市町村長の認可を受けて実施する小規模保育事業、家庭的保育事業等についても、給付事業の対象となりうことから、地域の実情に応じてその要否を検討していただくことが必要となります。

なお、各都道府県で組織されている私立学校退職金団体の運営については、加入対象の範囲を含め各退職金団体の判断に委ねられております。また、当該退職金団体に対する各都道府県の補助については、その対象の範囲を含め各都道府県の判断に委ねられており、これらについては、所要の地方財政措置が講じられているところです。また、新幼保連携型認定こども園に移行した場合の取扱いについても、関係省庁と協議を行っている旨を申し添えます。

これらのこと踏まえ、下記のことについて十分に御了知の上、所管の私立学校退職金団体に対する業務規程等の改正の検討の要請及びその結果に応じた関係学校法人、社会福祉法人等に対する指導及び助言その他の事務処理に遺漏のないようお願いするとともに、給付事業に対する補助事業の実施方針についても適切な取扱いをお願いします。

記

- 1 認定こども園を給付事業の対象に加えるとともに、これまで当該給付事業の対象となっていた幼稚園等から認定こども園へ移行する場合の教職員の在職期間を通算することができるようすること。
※業務規程等の改正イメージは別添3参照。
- 2 新幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、幼稚園又は保育所を事業譲渡する場合について、以下の取扱いとすること。

- ① 私立学校退職金団体の給付事業の対象となっていた幼稚園又は保育所を社会福祉法人へ事業譲渡する場合に、当該幼稚園又は保育所の教職員から社会福祉法人の設置する新幼保連携型認定こども園の教職員となる者について、引き続き、当該給付事業の対象とすること（なお、当該給付事業を継続せずに新たに独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済契約を締結することも可能であるが、その場合には、教職員の在職期間の通算ができなくなることに留意すること）。
- ※業務規程等の改正イメージは別添3参照。
- ② 独立行政法人福祉医療機構の運営する社会福祉施設職員等退職手当共済の対象となっていた保育所又は幼稚園を学校法人へ事業譲渡する場合に、当該保育所又は幼稚園の職員から学校法人の設置する新幼保連携型認定こども園の教職員となる者で、経過措置政令第6条の規定により、引き続き、当該社会福祉施設職員等退職手当共済の被共済職員となるものについては、私立学校退職金団体の給付事業の対象外とすること。
- ※業務規程等の改正イメージは別添3参照。

- 3 市町村長の認可を受けて実施する小規模保育事業、家庭的保育事業等についても、給付事業の対象となりうること。
- 4 上記1から3までの対応結果を踏まえ、所管の学校法人に対し、その措置について周知していただき、その活用を図ること。特に、2の対象となる旧幼保連携型認定こども園を設置する学校法人を所管している場合には、一部改正法附則第3条第1項の規定による幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けるために平成26年度中に事業譲渡の手続を進める必要があること、及び経過措置政令が平成26年12月19日に施行され、翌日以降、同令による経過措置が活用可能となることから、早急に所管の私立学校退職金団体に対して業務規程等の改正を要請していただき、その結果について、関係学校法人及び社会福祉法人に対して周知する必要があることに留意すること。

(添付資料)

別添1：経過措置政令の公布通知（別紙4は省略）

別添2：経過措置政令となる具体的なケース

別添3：私立学校退職金団体の業務規程等の改正イメージ

<問い合わせ先>

（私学退職金団体の退職手当資金給付事業に関する事項）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

03-6734-2527（直通）

（新幼保連携型認定こども園の設置を目的とする事業譲渡に関する事項）

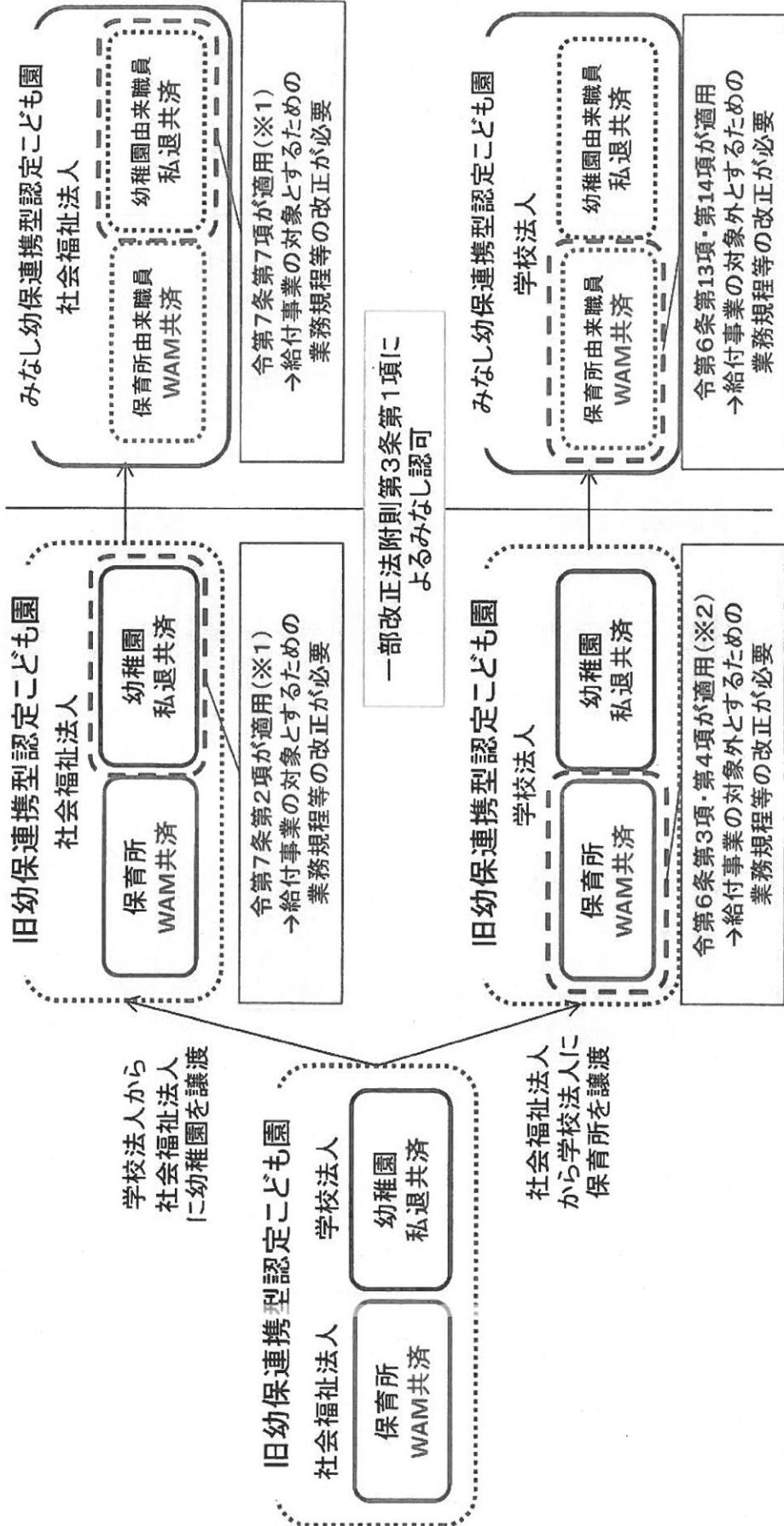
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

03-6734-3136（直通）

経過措置政令の対象となるケース

①経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園及び保育所から構成される旧幼保連携型認定こども園であつて、施行日の前日までに事業譲渡を行い、みなし認可を受けるケース

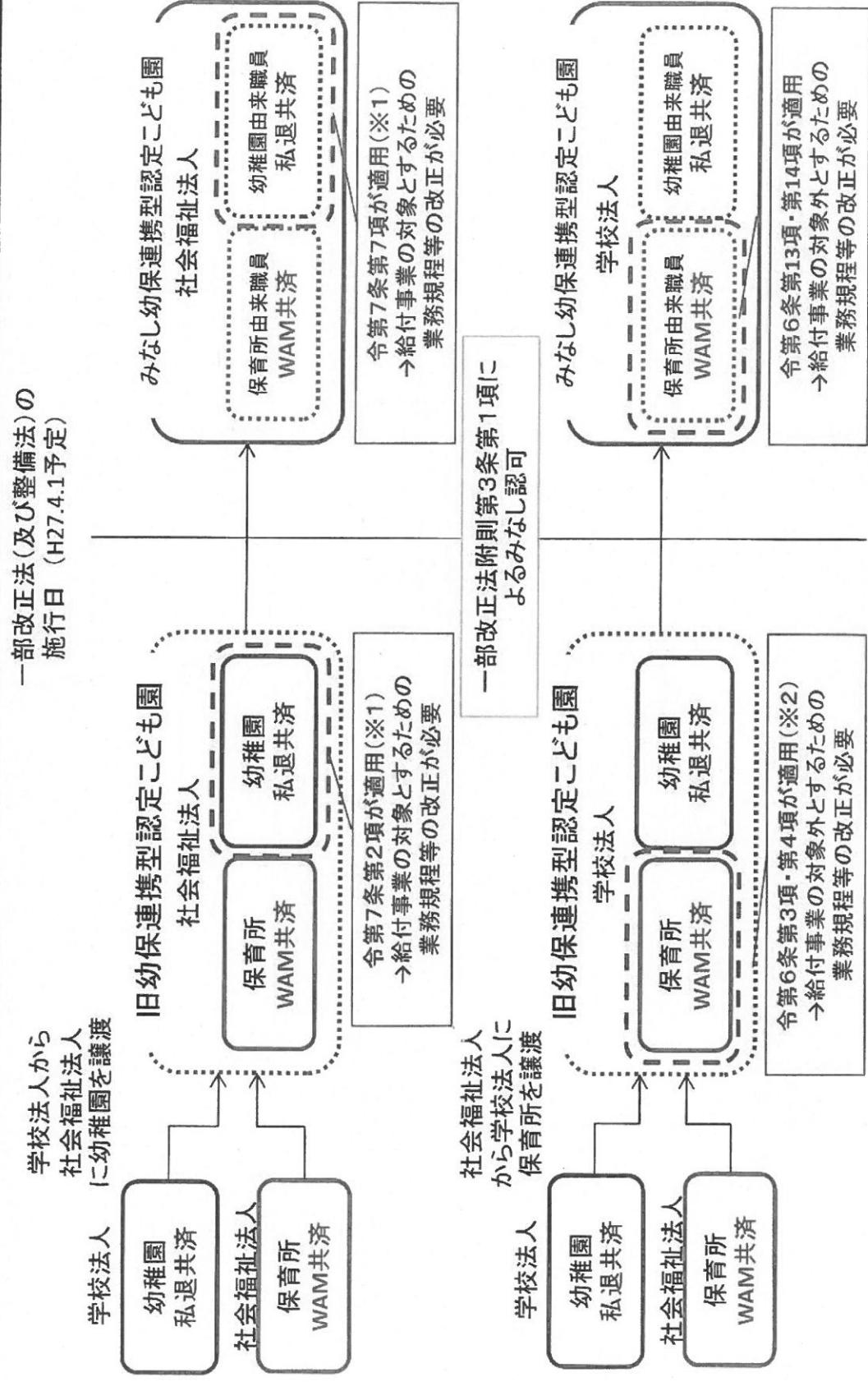
一部改正法(及び整備法)の
施行日(H27.4.1予定)



※1：社会福祉法人に使用されることになった日の前日まで学校法人にみなし幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設とすることは可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。

※2：学校法人が保育所の経営を開始する日の前日においてWAM共済の対象であつて、当該経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となつている幼稚園も対象となる。)。――

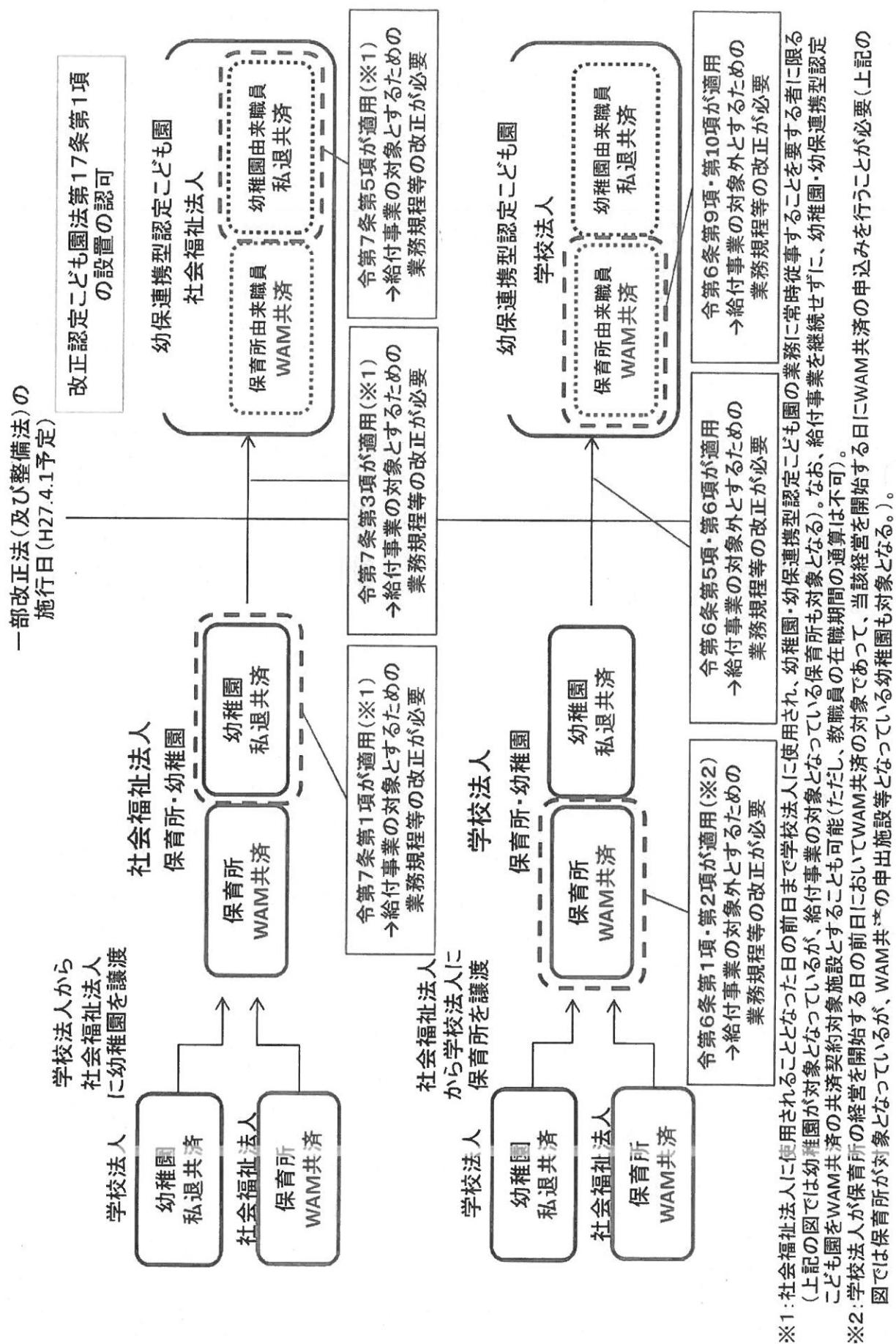
②経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であつて、施行日の前日までに事業譲渡を行い、旧幼保連携型認定こども園の認定を受け、みなし認可を受けるケース



※1：社会福祉法人に使用され、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園の業務に常に從事することを要する者に限る（上記の図では幼稚園が対象となるが、給付事業の対象となる）。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設とすることも可能（ただし、教職員の在職期間の清算は不可）。

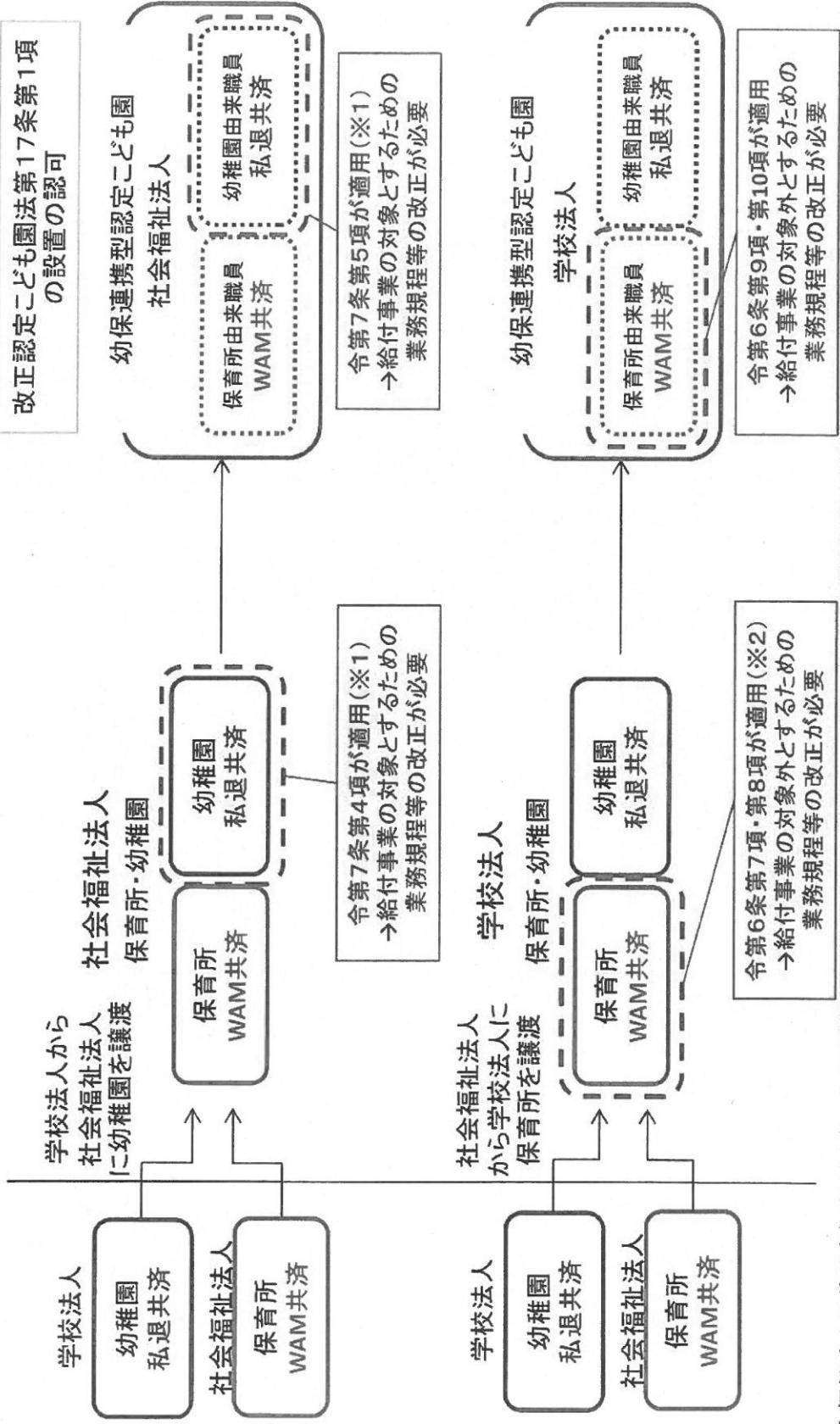
※2：学校法人が保育所の経営を開始する日の前日においてWAM共済の申込みを行うことが必要（上記の図では保育所が対象となるが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。）。

(3) 経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であつて、施行日の前日までに事業譲渡を行い、一部改正法の施行日以後、幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けるケース



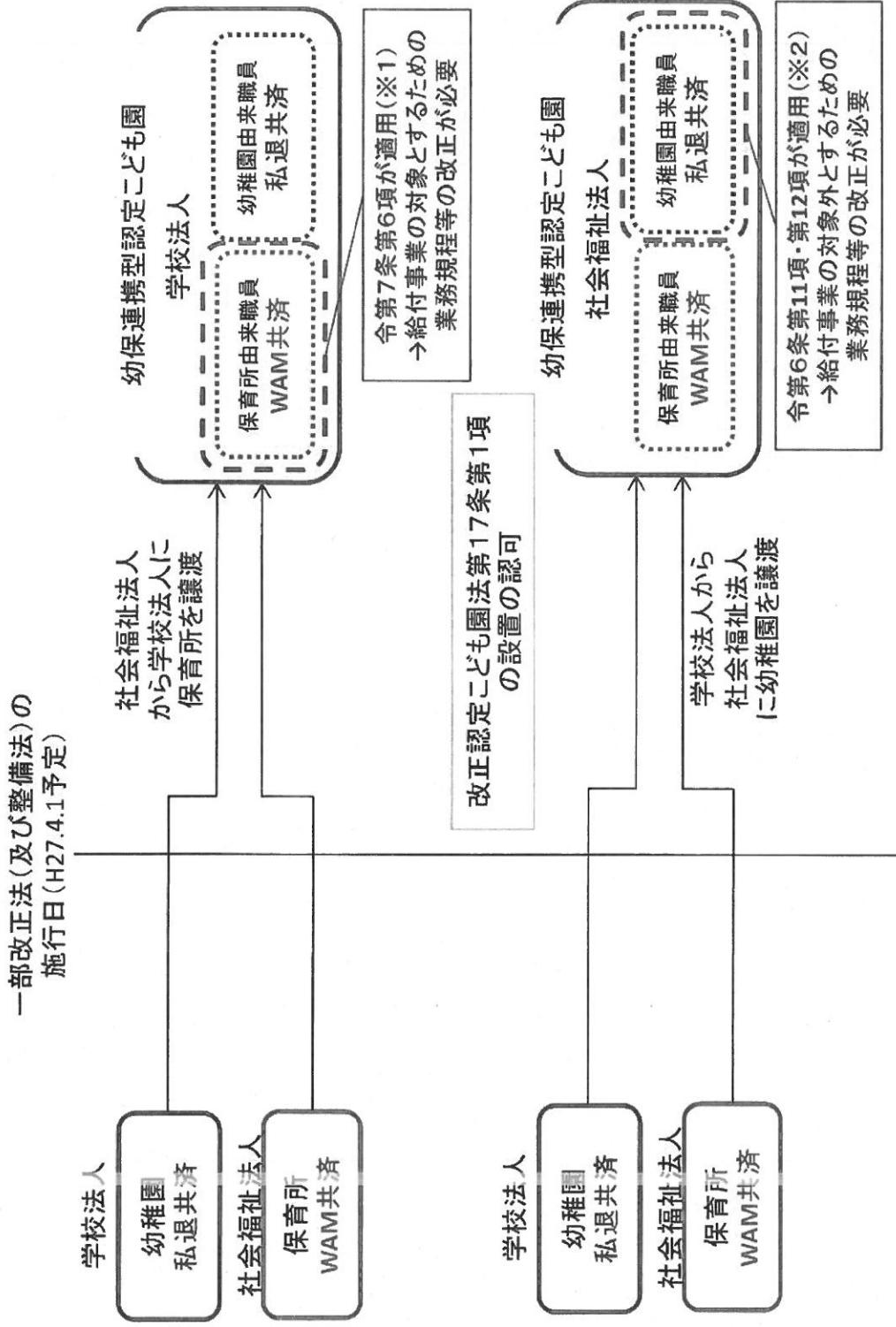
④経過措置政令の公布の際に設置されている幼稚園又は保育所であつて、施行日以後、事業譲渡を行ひ、当該幼稚園又は保育所を運営した後、新幼保連携型認定こども園の認可を受けるケース

一部改正法(及び整備法)の
施行日(H27.4.1予定)



※1:社会福祉法人に使用されることになった日の前日まで学校法人に常に従事することを要する者に限る
(上記の図では幼稚園が対象となるが、給付事業の対象などない保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。
※2:施行日の前日から学校法人が保育所の経営を開始する日の前日までの間、WAM共済の申出施設等となつていい幼稚園も対象となる。

⑤経過措置政令の公布の際に設置されている幼稚園又は保育所では保育園又は幼稚園認定こども園の認可を受けるケースを行い、新幼保連携型認定こども園の認可を行って、施行日以後、事業譲渡



※1: 社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで学校法人に使用され、幼保連携型認定こども園の業務に常時従事する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となつてゐるが、給付事業の対象ともなる)。なお、給付事業を継続せずに、幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。

※2: 施行日の前日から学校法人が幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、保育所がWAM共済の対象であつて、幼保連携型認定こども園の経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となつてゐるが、WAM共済の申出施設等なども対象となる。)。

私立学校退職金団体の業務規程等の改正イメージ

※認定こども園を追加で対象とする場合のイメージ。

<現行>

(事業)

第A条 本団体は、○○県内にある学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教職員の退職手当に必要な資金を給付する事業(以下「給付事業」という。)を行う。

(負担金の納入)

第B条 学校法人は、毎月、給付事業の対象となる教職員について、その標準給与月額に次の率を乗じて得た額の合計額とし、月末までに納入しなければならない。

幼稚園	1, 000分の○
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校	1, 000分の○
特別支援学校	1, 000分の○

(在職期間の計算)

第C条 退職手当資金の算定の基礎となる在職期間は、教職員として引き続き在職した期間とする。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職をした日の属する月までの月数により行うものとする。

↓

<改正案>

(事業)

第A条 本団体は、○○県内にある学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに認定こども園に勤務する教職員の退職手当に必要な資金を給付する事業(以下「給付事業」という。)を行う。

2 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、その勤務する教職員が給付事業の対象となっていた幼稚園を社会福祉法人に対して事業譲渡した場合等において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第〇号。以下「経過措置政令」という。)第8条の規定により社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号。次項において「共済法」という。)に規定する被共済職員(次項において単に「被共済職員」という。)とならなかった当該社会福祉法人の教職員については、前項の規定にかかわらず、給付事

業の対象とする。

- 3 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、共済法に規定する共済契約対象施設等であった社会福祉法人の設置する幼稚園又は保育所を学校法人に対して事業譲渡した場合等において、経過措置政令第7条の規定により引き続き被共済職員となる者については、第一項の規定にかかわらず、給付事業の対象としない。

(負担金の納入)

第B条 学校法人は、毎月、給付事業の対象となる教職員について、その標準給与月額に次の率を乗じて得た額の合計額とし、月末までに納入しなければならない。

幼稚園	1, 000分の○
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校	1, 000分の○
特別支援学校	1, 000分の○
<u>認定こども園</u>	<u>1, 000分の○</u>

(在職期間の計算)

第C条 退職手当資金の算定の基礎となる在職期間は、教職員として引き続き在職した期間（第A条第2項の規定により給付事業の対象となる教職員については、学校法人の教職員として在職した期間と社会福祉法人の教職員として在職した期間を合計した期間）とする。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数により行うものとする。

※給付事業の対象として保育所に勤務する教職員も位置付けられている場合は、第A条第2項の「幼稚園」を「幼稚園又は保育所」とすること。

※上記はあくまでも改正イメージであるため、各私立学校退職金団体の現行の業務規程等の規定ぶりを踏まえ、適切な改正をしていただくことが必要であることに留意すること。